

レンタルヨット利用条件・ルール

令和5年4月20日作成

- ◎ 当施設の定める条件を満たし、
レンタル許可証を発行された方にお貸しいたします。
※ 許可証発行の条件: 下記の①,②のどちらかを満たしている方
 - ①ヨットレースに出場経験がある
 - ②日本セーリング連盟認定のバッジテスト初級または海陽ヨットハーバーバッジテストに合格している
- ◎ 帆走区域についてはクラブハウス内に掲示してあります。
帆走区域外に出ないでください。
- ◎ レンタル時間は、AM8:00より受け付け
受付終了時刻はレンタル艇帰港時刻の1時間30分前となります。
- ◎ 帰港時間を厳守してください。
- ◎ ライフジャケットは必ず着用してください。
- ◎ 同乗者は小学生以上となります。
- ◎ 使用後は艇を洗い、片付けまで行ってください。
- ◎ 海上コンディションにより出艇禁止など制限をさせて頂く事があります。
- ◎ 予約状況によりご利用になれないケースもあります。
- ◎ 海陽ヨットハーバー利用案内及びスタッフの指示に従って下さい。
- ◎ 施設ご利用中に発生したお持物の紛失・破損等については、
当施設では責任を負いかねますので、十分にご注意してください。
(海上では、落水・転覆等考えられますのでご注意ください)
- ◎ レンタル艇を損傷されたり、装備品を紛失されますと、実費で弁償して頂く事になります。
- ◎ 貸出前と帰港時には、スタッフ立ち合いのもとレンタルヨットの状態
(傷や不具合など)を確認してください。

上記の条件・ルールを守って安全で楽しくセーリングしましょう。